

平成 23 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 2)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 79 号議案	平成23年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	4
	第 3 表 地方債変更	5

平成 23 年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）

平成23年度神奈川県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 117 億 3,183 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 8,162 億 9,172 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 23 年 11 月 28 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 方 交 付 税		千円 85,412,073	千円 916,276	千円 86,328,349
	1 地 方 交 付 税	85,412,073	916,276	86,328,349
8 国 庫 支 出 金		165,922,994	4,260,706	170,183,700
	2 国 庫 補 助 金	62,546,261	4,260,706	66,806,967
9 財 産 収 入		5,777,571	3,106	5,780,677
	1 財 産 運 用 収 入	1,214,964	3,106	1,218,070
11 繰 入 金		93,423,965	5,408,142	98,832,107
	2 基 金 繰 入 金	93,027,485	5,408,142	98,435,627
12 繰 越 金		2,073,330	1,110,604	3,183,934
	1 繰 越 金	2,073,330	1,110,604	3,183,934
14 県 債		291,984,000	33,000	292,017,000
	1 県 債	291,984,000	33,000	292,017,000
歳 入 合 計		1,804,559,890	11,731,834	1,816,291,724

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 民 生 費		319,724,678 ^{千円}	7,401,572 ^{千円}	327,126,250 ^{千円}
	2 児 童 福 祉 費	33,249,263	7,401,572	40,650,835
6 衛 生 費		49,788,339	4,170,329	53,958,668
	4 医 薬 費	7,619,559	4,170,329	11,789,888
8 農 林 水 産 業 費		12,223,518	29,778	12,253,296
	4 林 業 費	4,502,787	29,778	4,532,565
13 災 害 復 旧 費		473,157	130,155	603,312
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	140,857	130,155	271,012
歳 出 合 計		1,804,559,890	11,731,834	1,816,291,724

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 民生費			556,865 ^{千円}
	2 児童福祉費		556,865
		保育所等整備事業費	556,865
8 農林水産業費			29,778
	4 林業費		29,778
		治山事業費	29,778
13 災害復旧費			153,926
	1 農林水産施設 災害復旧費		153,926
		現年災害復旧費	153,926
合 計			740,569

第3表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(農林水産業債) 一 般 公 共 事 業 費	千円 2,494,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。	千円 2,506,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。た だし、	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。
(災害復旧債) 農林水産施設 災 害 復 旧 費	33,000	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。	見直し方 式で借り 入れる地 方公共団 体金融機 構資につ いて、利 率の見直 しを行った 後においては、 当該見直 しの利率と する。	償還財源 一般歳入 又はその 他	54,000	借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。	見直し方 式で借り 入れる地 方公共団 体金融機 構資につ いて、利 率の見直 しを行った 後においては、 当該見直 しの利率と する。	償還財源 一般歳入 又はその 他
		借入時期 平成23年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。				借入時期 平成23年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。		
		その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本				その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本		

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。				起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	291,984,000				292,017,000			